解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年四月七日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十二日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号
小山市小山東部第二土地区画整理組合
代表清算人　椎名　正光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年四月九日の理事会決議により解散決議を行い、平成二十九年三月十四日社会福祉法人解散認可によって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十二日

埼玉県秩父市寺尾一九四〇番地
社会福祉法人あすなろ会
清算人　吉野　哲央

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十二日

愛知県蒲郡市形原町鹿末二八番地
蒲郡羽栗池東土地区画整理組合
清算人代表　市川　十郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年四月二十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十九年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十二日

大阪市中央区本町四丁目五番一六号本町華東ビル
医療法人清樹会
清算人　中村　吉治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月三十一日付けで国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十二日

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目五番一九号
熊本県住宅供給公社
清算人　松永　正男

公益信託新原守奨学金基金平成二十八年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

個人七名に対し、総額一百六十八万円の奨学金給付事業を行った。信託財産が減少したことにより本公益信託は平成二十九年三月十六日終了し、残余財産四二九、九〇三円は平成二十九年三月二十九日広島県教育委員会（広島版「学びの変革」推進寄附金）へ寄附した。

平成二十九年五月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
公益信託新原守奨学金基金

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南七条西三丁目四二番地、最後の住所札幌市中央区南七条西四丁目一番地　被相続人　亡　浅井千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

事務所札幌市中央区南一条西四丁目五番地
大手町ビル三階石井綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　俊春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡大和町落合松坂字川合一八番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町落合松坂字川合一八番地の五　被相続人　亡　根岸　良信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

宮城県仙台市泉区泉中央一―二三―四ノースファンシービル五階
相続財産管理人　弁護士　塩谷久仁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡美里町中埣字上戸九番地、最後の住所宮城県遠田郡美里町中埣字上戸一八番地一　被相続人　亡　関谷　隆行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

事務所仙台市青葉区国分町三丁目五番七―七一一号
相続財産管理人　司法書士　安田　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大曲上大町二番地、最後の住所秋田市広面字谷内佐渡二一四番地一四　被相続人　亡　清水　敬悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士法人**廣**嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　**廣**嶋　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新大工町一五番地、最後の住所秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子一番地一〇二　パープルシャトー眺望台一〇七号　被相続人　亡　小川　征雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

秋田県由利本荘市給人町四〇番地二第二Ｍビル二階
相続財産管理人　弁護士　平野　一史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字下津七八一番地一八〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯田　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

事務所茨城県神栖市平泉東一丁目六四番一八二号ミヨヒコビル二階
相続財産管理人　作井　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市海士有木一二一八番地、最後の住所千葉県市原市海士有木一二一八番地　被相続人　亡　齋藤　浩士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十二日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号
ＫＡ中央ビル五階梨本・山本総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

第３期決算公告　平成29年４月20日

千葉県千葉市中央区都町２丁目21番16号
京成オートサービス株式会社
代表取締役　神子田健博

貸借対照表の要旨（平成29年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	254,958
	固定資産	948,299
	合計	1,203,258
負債及び純資産の部	流動負債	188,467
	固定負債	206,309
	株主資本	808,445
	資本金	45,000
	剰余金	763,445
	利益準備金	10,570
	その他利益剰余金	752,875
	（うち当期純利益）	(71,618)
	評価・換算差額等	35
	合計	1,203,258